

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	平成 30 年 3 月 26 日（月）午前 10 時
閉会年月日時刻	平成 30 年 3 月 26 日（月）午後 0 時 33 分
開会の場所	邑楽町役場 2 階 204 会議室
議案事項	<p>議案第 5 号 平成 30 年度邑楽町教育行政方針について</p> <p>議案第 6 号 邑楽町教育委員会補助金等に関する規則について</p> <p>議案第 7 号 邑楽町英語検定料助成金交付要綱について</p> <p>議案第 8 号 邑楽町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第 9 号 邑楽町公民館使用規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第 10 号 邑楽町産業研修会館の設置及び管理に関する条例施行規則について</p> <p>議案第 11 号 邑楽町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則について</p> <p>議案第 12 号 邑楽町勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則について</p> <p>議案第 13 号 邑楽町民体育館の設置及び管理等に関する条例施行規則について</p> <p>議案第 14 号 邑楽町武道館の設置及び管理等に関する条例施行規則について</p> <p>議案第 15 号 邑楽町町民運動場の設置及び管理等に関する条例施行規則について</p> <p>議案第 16 号 邑楽町スポーツ・レクリエーション広場の設置及び管理等に関する条例施行規則について</p> <p>議案第 17 号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則について</p> <p>議案第 18 号 邑楽町教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程について</p> <p>議案第 19 号 邑楽町社会教育委員公募要綱について</p> <p>議案第 20 号 平成 29 年度末事務局等職員人事について</p> <p>議案第 21 号 邑楽町スポーツ推進委員の委嘱について</p>

<p>その他</p>	<p>1) 平成 29 年度末教職員、事務局等職員人事について 2) 中央公民館ホールの愛称募集について 3) 行政財産使用許可について 4) 平成 30 年 4 月行事予定について 5) 次回教育委員会について 6) その他</p>
<p>出席者</p>	<p>教 育 長 大竹 喜代子 委 員 黒澤 幸男 委 員 岡田 真幸 委 員 谷津 洋子 委 員 中村 郷志</p>
<p>説明員</p>	<p>学校教育課長 中繁 正浩 生涯学習課長 半田 康幸 教育委員会書記 高橋 克徳</p>

会議録

議長（大竹）

ただ今より、3月定例教育委員会を開会いたします。
それでは今回の議事録署名人を決定いたします。
岡田委員、谷津委員にお願いします。
次に教育長事務報告をさせていただきます。

前回の教育委員会から今回の教育委員会まで、行事予定表を基に主なものを説明させていただきます。

2月27日は物資購入部会が行われました。今までは児童数の多い小学校長と町小中学校PTA連合会長の2人でしたが、このたび、最も園児数の多い幼稚園長、町幼稚園PTA連合会長、区長会長を加えて5人に増やし、品質管理や価格の適正化について、より多くの意見を集めることにしました。3月1日は人権教育推進協議会が行われ、同日に館林高等特別支援学校の卒業式が行われました。皆さん立派に卒業し、就職率はほぼ100%と言われております。3日は町スポーツ少年団交流会が行われましたが、それぞれのスポーツ少年団が一堂に会して、いろいろな競技を楽しみました。同日に町吹奏楽とコーラスの集いがあり、町内2中学校の吹奏楽部の演奏と町のコーラスの合唱が行われました。4日は町長杯争奪サッカー大会があり、大人の8チームで競いました。6日から16日まで議会の3月定例会があり、町から出された議案は提案どおり全て承認されました。一般質問の主なものとしては、まず英検の助成について、英検のみならず、漢検や数検などへの助成も考えてはどうかという質問。公共施設の使用料についての質問。中央公民館の開館に向けての準備状況や文化を核とした町づくりについての質問。各学校の屋内に設置しているAEDについて、土・日や屋外でもいざというときに使えるよう屋外に設置してもらいたいという質問。学校の児童生徒数が今後は確実に少なくなっていく中、統合等を今から考えた方がいいのではないかという質問。邑楽町の6次総合計画の中で教育行政の部分は、どんなことをやってきたのか、課題はどんなことが残っているのかという質問がありました。11日はたてしん杯争奪邑楽町野球6年生大会がありました。6年生最後の試合でした。同日におうらヤングフェスティバルが行われました。13日は中学校の卒業式があり、厳粛で立派な卒業式でした。19日は中央公民館の建設検討委員会が行われ、ホールの愛称を公募で決めることになりました。20日はALTのプロポーザルがあり、学校にALTを派遣する業者が決まりました。同日に県費教職員内示と校長会を併せて行いました。22日は役場職員の内示があり、これらについてはこの後にご説明させていた

会議録

	<p>だきます。23日は小学校の卒業式が行われました。歌も上手で態度もしっかりしていて、よく頑張っているなと思いました。25日は町長杯争奪近県少年柔道大会が行われ、町外からたくさんの方が集まりました。同日町民劇団の「忠臣蔵」の公演とアフタートークも行われました。11月には第1回の記念すべき公演も予定されています。事務報告は以上です。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>何かご質問等ありますか。ないようですので、次に議事に入ります。最初にお諮りしますが、議案第20号平成29年度末事務局等職員人事については人事案件のため、議案第21号邑楽町スポーツ推進委員の委嘱については委員委嘱等案件のため、その他の1)平成29年度末教職員、事務局等職員人事については人事案件のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし〕</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>異議なしと認めます。議案第20号平成29年度末事務局等職員人事について、議案第21号邑楽町スポーツ推進委員の委嘱について、その他の1)平成29年度末教職員、事務局等職員人事については非公開にし、公開案件審議終了後に協議します。</p> <p>それでは、議案第5号平成30年度邑楽町教育行政方針について、中繁学校教育課長・半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>学校教育課の変更点について、前回お示した後にご意見等を頂戴し変更した部分を説明いたします。3点ほどございます。まず1点目ですが、4ページ中程「ゲームやTV・インターネットなどの時間は」を「ゲームやスマホ等の時間は」に変更いたしました。2点目ですが、6ページ目標1の(1)のなかで「次期学習指導要領の趣旨を踏まえた開かれた教育課程の編成、実施」を「社会に開かれた教育課程の編成、実施」に変更いたしました。最後3点目ですが、同じ(1)のなかで「多忙化の解消に向けた具体的取組の実施」を「教職員の多忙化解消に向けた具体的取組の実施」に変更し、多忙化の解消について具体的な表現としました。学校教育課は以上でございます。</p>

会議録

<p>生涯学習課 長（半田）</p>	<p>生涯学習課の変更点について説明いたします。13 ページ (6) の③「幅広い町民や利用者に支えられ担われる管理・運営の追求」とありましたが、分かりづらいつとご指摘がありまして、「幅広い町民や利用者も参加できる施設管理・運営の追求」と変更させていただきました。以上一点のみでございました。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>教育委員皆さんからのご意見を反映し変更をいたしました。何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 5 号平成 30 年度邑楽町教育行政方針について、御承認頂けますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>議案第 5 号平成 30 年度邑楽町教育行政方針についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第 6 号邑楽町教育委員会補助金等に関する規則について、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課 長（中繁）</p>	<p>町にはすでに、邑楽町補助金等に関する規則がございますので、邑楽町教育委員会の所管に属する補助金等の交付申請及び決定等について、邑楽町補助金等に関する規則を準用すると定め、申請時に提出する書類などについては、教育長が定められるようにするものでございます。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 6 号邑楽町教育委員会補助金等に関する規則について、御承認頂けますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>議案第 6 号邑楽町教育委員会補助金等に関する規則についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第 7 号邑楽町英語検定料助成金交付要綱について、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p>

会議録

<p>学校教育課 長（中繁）</p>	<p>助成対象者は、邑楽中学校または邑楽南中学校に在籍若しくは町外の中学校に通う生徒の保護者となります。対象経費は、英語検定 3 級以上の検定料です。助成金額は、英語検定 3 級を本会場で受検する場合の検定料 3,800 円を上限とし、年に 1 回補助をします。準会場である学校で 3 級を受ける場合は、検定料が本会場の 3,800 円より少し安い 3,400 円になり、助成金も 3,400 円になります。また、級が上がるごとに検定料が高くなりますが、上限の 3,800 円まで助成します。英語に興味を持ち、力をつける上で役に立つよう 4 月 1 日から始めたいと思っています。また、邑楽町では補助金の交付要綱に有効期限を設定しておりますので、この要綱の有効期限を 3 年間としています。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>3 級というのは、中学校の英語の内容を終わった程度の級になります。1・2 年生でも受ける子がいますので、1 年・2 年・3 年全てを含めて、1 年間に 1 回限りとなっています。何かご質問・ご意見等ありますか。</p>
<p>教育委員（黒澤）</p>	<p>小学生はどうなんですか。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>小学生は残念ながら該当しません。先ほどの議会一般質問のご報告の中で、漢検と数検も設けたらどうかということでしたが、これは「グローバルな人材育成」という教育行政の重点に基づいての施策ということで、しばらく英語だけでいくというようにお答えさせていただきました。また、国語・数学の漢字・計算などにつきましては、町独自でやっているテストがあります。長期休業が終わったあとに、実力を付けるということで年 2 回やっておりますので、そちらはそれに替えさせていくように考えています。</p> <p>ほかにありますか。ないようですので、議案第 7 号邑楽町英語検定料助成金交付要綱について、御承認頂けますでしょうか。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>（賛同の声あり）</p> <p>議案第 7 号邑楽町英語検定料助成金交付要綱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第 8 号邑楽町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>

会議録

<p>生涯学習課 長（半田）</p>	<p>12月議会におきまして条例改正が行われ、平成30年4月1日から産業研修会館及び勤労青少年ホーム、それから勤労者体育センターが、教育委員会へ正式に移管をされることになりました。今までは運用上、教育委員会が管理していたわけですが、正式に条例上も教育委員会の所管ということになりました。そのことを踏まえて、これまで産業研修会館及び勤労青少年ホームの館長については、正式に教育委員会の議決事項となっておりませんでした。4月1日以降正式に議決事項にするという内容でございます。第1条と第2条の2つに分かれておりまして、第1条が4月1日施行。第2条は5月1日施行です。2段ロケット方式で、1つの改正で段階的に規則の条文が変化をしていくという内容の改正案となっております。第1条の4月1日施行分につきましては、公民館運営審議会やスポーツ推進審議会等名称の前に「邑楽町」を付け加え、正式な名称にしました。邑楽町勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱についても、教育委員会の議決事項にするという内容になっております。館長の任免及び再任用についてですが、これまでは「公民館長、図書館長及び体育館長」ということでしたが、これに「産業研修会館長、勤労青少年ホーム館長」も付け加わるということでございます。第2条の5月1日施行分ですが、5月1日からは公民館については3館体制になりますので、「邑楽町公民館長、邑楽町産業研修会館長」となっているところを「邑楽町中央公民館長、邑楽町中野公民館長、邑楽町長柄公民館長」に表記を変えさせていただくということでございます。なお、中野公民館は8月いっぱい廃館・廃止となり、中央公民館と長柄公民館だけが残ることになりますので、また、9月1日付けで、再度改正が予定されております。それについては、7月ないし8月の教育委員会で提案させていただくという事になりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第8号邑楽町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、御承認頂けますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>議案第8号邑楽町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。</p>

会議録

生涯学習課長（半田）

次に議案第 9 号 邑楽町公民館使用規則の一部を改正する規則について、半田生涯学習課長説明をお願いします。

4月1日から使用料金の見直しを行うという事で、この間ずっと教育委員会でもご説明してきたところですが、その正式な使用料につきましては、12月の議会で条例として決定しているところです。それを具体的に施行するための規則ということで、現在公民館の使用規則というのがございます。こちらの中に減免規定を導入することの提案でございます。条例の中では、減免については教育委員会の規則に委任をされております。教育委員会の方で、決定することができることになっておりますので、その規定をこの中に入れるものでございます。内容については、第5条に年間登録団体というものがございます。年間登録団体は年間2,000円ないし5,000円の使用料を払って、1年間使用できるという形になっているわけですが、この定義を記載したということでございます。年間登録をいたしますと、第5条第2項で年間登録団体は、当該登録に係る1の区分、どれか1つという意味ですが、原則週1回、館長の定める時間の範囲内で使用することができるものとする。と記載されていまして、週1回定期的に公民館を2,000円もしくは5,000円で使用することができる。ちなみに5,000円というのは、邑楽町公民館のホール、それから長柄公民館のホール、この2つを使う可能性がある場合。普通の会議室しか使わない場合は年間2,000円、という規定になっています。第6条は、その具体的な減免、どういう団体がどれだけ減免を受けることができるかを記載しております。こちらも何度か委員会の方で、ご説明させていただいておりますが、構成員の半数以上が、町内に住所を有する75歳以上の高齢者である団体が、使用するときには100分の100減免。それから町内に住所を有する75歳以上の高齢者が個人として使用する場合も、100分の100減免ということで、先日の3月議会の中でも、この様な説明をさせていただき、議員各位からご了解をいただいたということで、正式にこの様な文章で規定させていただいたというところでございます。第6条第2項ですが、前項の規定にかかわらずということで、減免の規定が第6条第1項に規定されていますが、その規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用料は、減免の対象としない。ということで、減免の例外が規定をされております。その中の1つは、年間登録団体の使用料は減免しません。これは先ほど2,000円と5,000円というお話しをさせていた

会議録

だきましたが、既にこの段階でかなり低廉な金額に設定されています。一般的な利用団体につきましては、その第6条第1項第6号に規定される団体として減免の割合が100分の50と、半分の金額になるということですが、この年間登録団体の使用料については、更に減免はしません。2,000円と5,000円という数字は変えませんということが規定されています。同条第2項第2号の利用者が施設の使用にあたり来場者から入場料又はこれに類するものを徴収する場合の当該施設の使用料については、何らかの形で入場料とか参加料とか負担金とか、そういったものを徴収する場合は減免の対象にしません。有料の催物については減免しないということが、規定されています。附則の第1号ですが、この規則は、平成30年4月1日から施行する。そして第2号のところでは、準備行為といたしまして、この規則の施行の前においても、必要な準備行為を行うことができる。とされており、具体的には4月1日から始まるんですけども、申請者の受付とかあるいは年間登録団体の受付については、既に始まっております。この4月1日を待っている、事前の会場の予約とかはできませんので、その日以前にも行うことができるという事で、準備行為の規定をさせていただいているところでございます。別記様式として、使用許可の申請書と使用料の減免申請書を兼ねた申請書類が規定されています。こちらは条例改正を受けて、使用料の減免規定を盛り込んだ新たな書式として定めるものでございます。また、それを受けて本人に交付する許可書についても規定させていただいております。この書式については、今後いろんな施設の規則等を、この後ご説明させていただきますが、基本的には統一様式ということで、原則的に使用する方向で改正を行なっているところでございますので、ご覧いただければと思います。

議長（大竹）

何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第9号邑楽町公民館使用規則の一部を改正する規則について、御承認頂けますでしょうか。

（賛同の声あり）

議長（大竹）

議案第9号邑楽町公民館使用規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。

会議録

	<p>次に議案第10号邑楽町産業研修会館の設置及び管理に関する条例施行規則について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>基本は先ほど説明した邑楽町公民館の使用規則と、ほぼ同様の内容となっておりますので、違うところだけご説明したいと思います。この産業研修会館の設置及び管理に関する条例施行規則は、改正ではございません。教育委員会に移管されまして、新設するものでございます。5月1日には産業研修会館は無くなりまして、長柄公民館と改めて位置付けが変わりますので、この規則については、4月1日から4月30日までの30日間の時限立法で、作ってすぐに無くなってしまいう規則になります。附則の第1号で、平成30年4月1日から施行する。そして第3号で、平成30年4月30日限り、その効力を失う。と、記載されておりますのでご確認願います。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第10号邑楽町産業研修会館の設置及び管理に関する条例施行規則について、御承認頂けますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>議案第10号邑楽町産業研修会館の設置及び管理に関する条例施行規則についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第11号邑楽町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>こちら先ほどの産業研修会館と同様新規制定となっております。これまでは、町長部局で制定されていた規則でございますが、4月1日から教育委員会に移管になることに伴いまして、教育委員会で制定が必要になるということでございます。内容については、基本的にこれまで説明してきた邑楽町公民館や産業研修会館と同様の内容になってございますが、第6条で青年会員の登録というのがございます。こちらは、勤労青少年ホーム独自の条文となっております。原則として勤労青少年ホームを使用する場合は、会員としての登録が必要で、そのための書式も別記様式第1号で定めているということでございます。それ以降は、ほぼ</p>

会議録

今までの公民館や長柄公民館と同様になっていますが、第 16 条の委員会の組織ということで、勤労青少年ホームには公民館の運営審議会と同様に、勤労青少年ホーム運営委員会が設置されております。ここは第 2 項に書かれているような関係行政機関、ハローワークや、館林行政事務所の職員、あるいは町内の企業の代表者等が参加をされております。そういった勤労青少年ホーム運営委員会について第 20 条まで、規定をされております。町長部局で制定されていた内容を、そのままこちらに移管するというような形での記載となっておりますが、先ほど教育長への事務委任規則のところでご確認いただきましたように、この委嘱については、町長の委嘱ではなく教育委員会の委嘱になることから、今後議決事項として皆さまにご審議いただくことになろうかと思っております。附則の第 3 号で、この規則の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第 17 条では 2 年間となっておりますが、それにかかわらず平成 31 年 7 月 8 日までとする。ということで、これは現在委嘱されています委員の任期が平成 31 年 7 月 8 日でございますので、それをそのまま当てはめて、2 年間という任期ではなくて半端な任期になります。その後は改めて任期が 2 年間の委嘱になりますのでよろしくお願ひいたします。別記様式については、他の施設と同様の使用許可申請書と使用許可書で、それぞれ減免の申請書と許可書を兼ねるものになっております。

議長（大竹）

何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 11 号邑楽町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則について、御承認頂けますでしょうか。

（賛同の声あり）

議長（大竹）

議案第 11 号邑楽町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則についてを提案どおりに決定します。

次に議案第 12 号邑楽町勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則について、半田生涯学習課長説明をお願いします。

生涯学習課長（半田）

こちらも勤労青少年ホームと同様に、町長部局から教育委員会部局に移管になりますので、新規制定となります。内容につきましては、これまでの町長部局に設置をされておりました条例施行規則と、ほぼ同様の内

会議録

<p>議長（大竹）</p>	<p>容になってございます。違う点といたしましては、第3条で、体育センターの館長は、勤労青少年ホームの館長をもって充てる。ということで、別に館長を置くのではなくて、勤労青少年ホームの館長が自動的に兼ねるような内容になっています。それ以外につきましては、所掌事務等の部分を除きましては、他の施設と同様となっております。</p> <p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第12号邑楽町勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則について、御承認頂けますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>議案第12号邑楽町勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第13号邑楽町民体育館の設置及び管理等に関する条例施行規則について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>こちらは、使用料の改定に基づき改正を行うものですが、現在ある町民体育館管理規則の全部を改正いたしまして、内容も他の施設となるべく統一を図るような形で、全て見直しをいたしまして規定をしたものでございます。具体的に変った部分ですが、第3条の所掌事務について、具体的な規定をおこなったこと、特に体育館は武道館・町民運動場、都市公園条例に規定する公園のスポーツ利用の場合、それからスポーツ・レクリエーション広場の管理運営及び使用に関することというのを記載いたしました。こちらの施設は、条例を見てもそれから規則を見ても、誰が管理をするかというのが、今まで規定されていなかった部分でございまして、これを明確に町民体育館の業務としてやっていくということの規定したということでございます。また、今まで体育館は使用許可の申請書と減免申請書は別々の申請書でしたが、これを1枚の書式でできるようにしました。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。</p>

会議録

教育委員（岡田）	減免の申請書は裏表になるのですか。
生涯学習課長（半田）	2枚複写になります。1枚目は申請書として使って、2枚目は減免がない場合はそのままお渡ししますが、減免があつて教育長まで決裁が必要なものについては、後日、本人にお渡しする形になります。
議長（大竹）	ほかにありますか。ないようですので、議案第13号邑楽町民体育館の設置及び管理等に関する条例施行規則について、御承認頂けますでしょうか。 (賛同の声あり)
議長（大竹）	議案第13号邑楽町民体育館の設置及び管理等に関する条例施行規則についてを提案どおりに決定します。 次に議案第14号邑楽町武道館の設置及び管理等に関する条例施行規則について、半田生涯学習課長説明をお願いします。
生涯学習課長（半田）	邑楽町武道館管理規則の全部を改正するというごさいます。この機会に内容を見直しまして、他の施設と合わせるとのことでの規定となっております。内容については、他の施設と同様で、特別の規定等はありません。
議長（大竹）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第14号邑楽町武道館の設置及び管理等に関する条例施行規則について、御承認頂けますでしょうか。 (賛同の声あり)
議長（大竹）	議案第14号邑楽町武道館の設置及び管理等に関する条例施行規則についてを提案どおりに決定します。 次に議案第15号邑楽町町民運動場の設置及び管理等に関する条例施行規則について、半田生涯学習課長説明をお願いします。

会議録

生涯学習課長（半田）	<p>こちら12月の条例改正を受けまして、町民運動場の設置及び管理等に 関する条例が変わりましたので、合わせて施行規則も変更するもので ございます。やはり他の施設となるべく表現を統一するというので、全 部改正という事になっております。これまでの名称は町民運動場管理規 則でしたが、その名称も含めて全て変更という事になります。ほかとは 違う規定といたしましては、例えば第2条ですが、使用時間について、 ほかの施設は午前9時から午後9時30分となっておりますが、屋外照明の ないところは午後5時まで、という規定が入っています。ただしという ことで、町民体育館の館長が必要と認める場合は、臨時に変更するこ とができる。ということで規定がされております。また、第3条の休業日 ですけれども、第3条第2項で、「都市公園施設について、スポーツを行 うための占有ができない日は、前項第2号に掲げる日とする。」という規 定になっておりまして、前項第2号は「12月29日から翌年の1月3日ま での日」となっております。つまり都市公園施設につきましては、使用 できないのは年末年始だけで月曜日でも使えるということが、ほかの施 設とは違うところになっております。以下第4条以降は他の施設と同様 の内容となっております。</p>
議長（大竹）	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。</p>
教育委員（谷津）	<p>ナイター照明というのは別にあるんですか。</p>
生涯学習課長（半田）	<p>ナイター照明については、夜間照明施設の設置及び管理に関する条例 というのがございましたが、その使用料も全て町民運動場の使用料に含 めることになりましたので、当該条例は3月31日で廃止になります。</p>
議長（大竹）	<p>ほかにありますか。ないようですので、議案第15号邑楽町町民運動場の 設置及び管理に関する条例施行規則について、御承認頂けますでしょ うか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
議長（大竹）	<p>議案第15号邑楽町町民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則に ついてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第16号邑楽町スポーツ・レクリエーション広場の設置及び管理</p>

会議録

	<p>等に関する条例施行規則について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>こちらにも表題を含めて全部改正となっています。今までは、スポーツ・レクリエーション広場管理規則でしたが、それをスポーツ・レクリエーション広場の設置及び管理等に関する条例施行規則ということで、条例に基づく施行規則であることが明確になるように変更をさせていただいたということがございます。内容につきましては、他の施設と同様の内容ということで統一を図ってございます。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第16号邑楽町スポーツ・レクリエーション広場の設置及び管理等に関する条例施行規則について、御承認頂けますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>議案第16号邑楽町スポーツ・レクリエーション広場の設置及び管理等に関する条例施行規則についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第17号邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>これまでは、4月1日から変わる内容を説明してきたわけですが、この規則は5月1日から中央公民館ができた後に新しく適用される規則という事になります。条文に沿って順番にご説明させていただきたいと思えます。第1条は趣旨で、邑楽町の公民館の設置及び管理に関する条例に基づく必要な事項を定めるものとして、規定をするものがございます。今までは「邑楽町公民館」でしたが、これからは邑楽町「の」公民館に関する規定ということです。第2条では所掌事務が規定されています。第1項で1号から6号まで書いてありますが、これらは3館すべて共通の内容ということで、中央公民館・中野公民館・長柄公民館全てがこの業務をおこないます。第2項はこれに規定するもののほか中央公民館だけの事務として、1号から7号まで規定をさせていただいております。第1号は公民館相互の連絡調整及び事業の推進、第2号は公民館運営審議会、これは各館に設けずに中央公民館のみ設けて、3館を全部統括して公運審の</p>

会議録

会議を開催するということでございます。第3号では社会教育指導者の養成及び研修。第4号は他の公民館に対する指導・監督。第5号は音楽会や展覧会・講演会その他町全域にわたる規模の事業をやる場合は中央公民館が行う。第6号は生涯学習に係る情報の収集や提供。第7号は「その他他の公民館で処理することが不相当であると認められること。」と記載をしているところでございます。第3条第1項では「中央公民館に次の係を置く。」として、これまで邑楽町の公民館では複数の係を置くことはありませんでしたが、中央公民館では業務が非常に多岐に渡り、また、事業規模も大きくなるので、2係を配置させていただきました。第1号では管理係。第2号は事業係ということで、それぞれ係長を置きます。第2項は係の事務分掌で、管理係は施設の管理や庶務、事業係は事業の実施ということが規定されています。第5条では公民館の開館時間について規定しています。中野公民館と長柄公民館は、今まで同様、火曜日から土曜日までは午前9時から午後9時30分まで。日曜日は夕方午後5時で閉館です。中央公民館については、曜日に関係なく午前9時から午後10時までということで、開館時間も延長します。特に夜間の業務、ホール等を使った業務において、片付け時間を考慮する必要があることから、この様に規定をしているところでございます。第6条の休館日は、今まで同様月曜日と年末年始です。条例ではホールの附属設備の使用料については、規則に委任する形になっていました。これについては第12条の別表に記載させていただいています。第13条以降は他の施設と同様ですが、第15条から第17条までは、先ほどの中央公民館のみが所管することになっていきます公民館運営審議会についての規定が記載されていません。内容につきましては、現行規則で規定されていたものと同様の内容となっており、変更はございません。附則の第1号では、平成30年5月1日からの施行となっております。第2号では、先ほど一部改正をお認めいただいた邑楽町公民館使用規則の廃止について規定をしております。別表におけるホール附属設備の使用料でございますが、音響セット・照明セット・道具セットや個別のリノリウム、スクリーン、ピアノ等の使用料を記載しております。特徴としては、他市町村のほとんどの施設ではマイク1本いくらか、照明器具1個いくらか記載されていて、膨大な分量の表になっています。なおかつ、使用料の計算もそういったものの積み上げで計算をし請求する形になっています。このような煩雑さを防ぐためと利用者の便宜を図るという観点から、セット料金を基本と

会議録

し設定させていただいております。金額の設定につきましては、あくまでも文化施設ではなくて公民館という前提の中で、他の施設と比べ割安にするという考えの中で設定したものでございます。他の施設と比べると1割から2割ほど安い金額となっております。ピアノの使用料につきましても、当町で導入を予定しているスタインウェイのピアノについては、大体どこでも1回あたり8,000円や10,000円、12,000円という料金設定が多いようですが、当町においては公民館ということで、なるべく多くの町民の皆さんに使っていただいて、教育的な観点で親しんでいただくという観点から、入場料を徴収しない場合については1,000円という割安な金額設定で考えています。備考で、基本的に1回あたりいくらと書いているもの以外、1時間あたりと書いてあるものは、準備と後片付けの時間も含むということです。第2号で1回につきというのは、1日を想定しています。複数の日を使う場合、例えば前日に準備をして当日本番という場合は、2日分で2回とカウントをします。第3号は、先ほどピアノは割安に設定していると説明しましたが、全体として使用料については比較的安い金額に設定していますので、もし興行等に使う場合は安すぎるという心配と他の市町と地域的なバランスの問題が発生する可能性もあるということで、入場料を徴収する場合は、附属設備についても2倍の金額をいただくことにしております。ただピアノについては、別に入場料に応じ細かく設定してございます。第4号は、調律が必要な場合ということで、これは使用者の負担と記載させていただいております。

議長（大竹）

何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第17号邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則について、御承認頂けますでしょうか。

（賛同の声あり）

議長（大竹）

議案第17号邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則についてを提案どおりに決定します。

次に議案第18号邑楽町教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程について、半田生涯学習課長説明をお願いします。

会議録

<p>生涯学習課 長（半田）</p>	<p>4月1日から産業研修会館と勤労青少年ホームが教育委員会の所管となることで、これまで2つの館の公印、館長の印についての規定がなかったのですが、新たに付け加える必要が生じたので、改正をするものでございます。これも2段ロケット方式になっており、まず4月1日に改正し、それを受けて更に5月1日に改正するというような規定になっています。4月1日改正分では、新たに邑楽町産業研修会館長の印、勤労青少年ホーム館長の印は、それぞれの館の館長が管守するという規定になっています。5月1日改正分では、公民館長の印につきまして、こちらは現行では邑楽町公民館長印となっていますが、5月1日以降は各公民館長、つまり中央公民館・中野公民館・長柄公民館の館長、それぞれの分という事で、全て記載されることとなります。産業研修会館は名称としては無くなるわけですので、産業研修会館長の区分については、削除をして各公民館長に含まれるという変更になります。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第18号邑楽町教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程について、御承認頂けますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>議案第18号邑楽町教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第19号邑楽町社会教育委員公募要綱について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課 長（半田）</p>	<p>こちらは新設の要綱になります。先日の社会教育委員会議の中で、社会教育委員の皆さんから「社会教育委員が定数にまだ満たない状況で、せっかく定数があるのだからもう少し幅広い皆さんに参加をしてもらって、もっと多くの皆さんの知恵をお借りして、一緒に議論をしていただければいいのではないか」ということで、委員を増やしてほしいという要望が出されました。更に、増やすにあたっては、現在は多くの委員が団体代表ということで選出されていますが、もっと町民の中にも意欲と能力を持った方がたくさんいらっしゃるのではないかと、そういった方々に呼びかけて、公募したらよいのではないかと意見がありました。討議</p>

会議録

の結果、そうした方がいいとの意見が多数を占めましたので、それを受けて新たに公募するための要綱を設置するものでございます。社会教育委員の設置条例によりますと、教育長が社会教育委員の候補者名簿を作成いたしまして、それを教育委員会に提出して、お認めをいただくという手続になっています。公募につきましては、教育長が作成する候補者名簿に登載するための手続として、公募もできるようにするというような内容になっています。第2条ではその旨を、「教育長は、名簿に登載する委員の候補者を公募により選任できるものとする。」と記載をさせていただいております。第2項では、この候補者の上限を2名以内ということで、規定をしたところでございます。第3条は公募の方法で、広報おうちの掲載により行なう。第4条は、公募委員に応募できる条件ということで、本町に住所を有する者。満20歳以上である人。夜間に開催される会議に出席できる人。町議会の議員又は町職員でない者。ということで記載をさせていただいております。また、社会教育委員の委嘱の基準については、社会教育法の改正により文部科学省の省令で定めるものを参酌して、各自治体において条例で定めることになっており、その省令の中に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」が含まれたということから、その部分をより充実させるという観点で、第5号の家庭教育の向上に資する活動を行う者というものを付け加えて、主に家庭教育関係者を公募で選ぼうという形になっています。第5条は応募方法について記載したもので、申込書と作文、具体的には家庭教育について今どんなことを考えているか、社会教育委員になったらどんな活動をしたいかを中心に記載をしていただく予定ですが、それを出していただいて、第6条はそれを審査するために、教育長と生涯学習課の職員で構成する選考審査会を設置をして、その中で適任者がいれば、教育長の作成する候補者名簿に加えていくという、手続を定めているところでございます。第7条の第2項では、適任者がいなかった場合は公募委員を決定しないこともある。ということに記載しております。第8条では、決定の結果については採用された人にも採用されなかった人にも、速やかに結果を通知するということが記載されております。第10条では、公募に係る文書については、年度の終了後5年間保存ということで記載いたしました。

議長（大竹）

何かご質問・ご意見等ありますか。

会議録

<p>教育委員（黒澤）</p>	<p>社会教育委員というのは、何をするかということを記載するのですか。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>公募するときには、社会教育委員は何をするということを記載します。社会教育委員は、ほかの審議会委員とは違いまして町の方針を審議する委員ではありません。独任制と申しまして社会教育法では、一人ひとりが別個に社会教育について計画を立てたり、主に青少年の活動について直接指導したり、それから教育委員会の会議に出席して、自分の意見を述べたりすることができるというふうになっております。かなりそれなりの権限が与えられているもので、一人ひとりそういう権限を持っている委員でございます。その部分も明確に明示をしたうえで募集をしたいと考えております。</p>
<p>教育委員（黒澤）</p>	<p>任期は何年ですか。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>任期は2年です。</p>
<p>教育委員（黒澤）</p>	<p>報酬はなしですか。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>報酬はあります。日当ですけれども7,600円です。年間3回分の予算を取っていますが、実際年間10日間ぐらいは何らかの、会議であるとか研修会であるとかがありまして、それなりに忙しいです。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>ほかにありますか。ないようですので、議案第19号邑楽町社会教育委員公募要綱について、御承認頂けますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>議案第19号邑楽町社会教育委員公募要綱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次にその他の2)中央公民館ホールの愛称募集について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>

会議録

生涯学習課
長（半田）

教育長の事務報告の中でもお話がありましたが、3月19日に中央公民館建設検討委員会が開催され、公民館の愛称を募集したらどうかのご意見が、複数の委員さんから提案され審議いたしました。その中で公民館全体について愛称をつけた方がいいのではないかと。あるいはホールだけ愛称を付ければいいのか。あるいは全くやる必要はない。という3つのご意見が出まして、多数決の結果ホールのみ愛称をつけるということで、決定をいたしましたところでございます。お手元の資料は、どのような手続で中央公民館ホールの愛称を募集していくかという内容となっております。今後、募集要綱、あるいは選定要綱、選定委員会の設置要綱等を制定する予定ですが、町長部局の建設検討委員会も含めて、町長案件として設置をしているものなので、ここでは具体的な要綱を皆さんにご審議いただくというよりも、大きな方向性だけ報告させていただくということで、ご承知おきいただければと思っております。募集の目的ですが、これはいろいろな方にどんな名前がいいか考えてもらうことにより、施設に愛着を持っていただく、ということでございます。2番の愛称の募集については、公募によって行う。ということで、どなたでも応募できる。数についても制限を設けずに、1人で10個でも20個でも提案できるということです。幅広いいろいろな案を集めたいと考えております。基本的には役場や社会教育施設に設けました応募の受付箱に投入をしていただく形ですが、郵送やメールでの応募でも受けるということで考えております。特にお子さんたちにもぜひ関心を持っていただきたいので、小中学校それから全戸にも投票用紙を配布をして、直接皆さんに応募用紙を届けたいと思います。1か月程度募集をいたしまして、その受け付けたものを、あまり大人数で議論してもしょうがないので、人数を絞った選考委員会を設けまして、そこで3個から5個程度に絞りまして、最終的に絞り込んだ案に、さらにもう一度全町民の皆さんに投票してもらおうという形で、一番得票の多かったものを採用するというように考えています。4番の選考委員会の構成ですが、1人目が建設検討委員会の委員長、こちらは副町長になります。それから2人目が社会教育委員連絡協議会会長。3人目が公民館運営審議会の会長です。4人目が邑楽町公民館利用団体連絡協議会で、中央公民館が今の邑楽町公民館の移転・新設というような位置づけになりますので、そちらの会長さん。それから教育長と邑楽町公民館の館長という6名の方で構成したいと考えております。愛称を選ぶ投票についてですが、提案は1人で何十個でもよく、

会議録

町内町外誰でも OK と話をしましたが、実際選ぶ過程でそうになってしまうと組織的な投票や個人で何十何百の投票をするなど不公平が生じる可能性がありますので、1人1票に限定をしたいと考えております。住所氏名を記載して頂きまして、同じ人が2票以上投票していないかこちらでチェックしたいと思います。投票できる人についても一定の制限を設けたいと考えております。邑楽町に在住在勤の方。そして町の社会教育施設を使っている町外在住の方。町の社会教育施設を使っている方は、名簿をこちらで把握しておりますので、資格があるかチェックできます。7番のスケジュールですが、5月1日に広報紙に掲載しまして、5月一杯公募を受付し、その後選考委員会で候補を絞ります。7月1日の広報紙で、最終的に3つないし5つに絞り込んだ案を公表するとともに、投票用紙を全戸配布いたしまして、7月中に投票していただき、その集計をした上で、9月1日の広報紙にこれに決まりましたということで掲載をします。また、同じ9月1日に予定されております開館記念式典の席上で、決定された方への感謝状の授与を行っていくというように考えております。複数の方が同じ案を提案することもありますので、一応採用された方全員に記念品と感謝状の贈呈を行いますが、実際に式典のとき感謝状を贈呈するのはどなたか1人、抽選で誰が壇上に上がって頂くか決定するというように考えております。

議長（大竹） 何かご質問・ご意見等ありますか。

教育委員（岡田） 提案する人はホールを見ずに決めるということですか。

生涯学習課長（半田） そういう事になってしまいます。建物のイメージがつかめるような完成予想図は、チラシに記載をしたいと思います。

教育委員（岡田） パンフレットには名前は間に合いますか。

生涯学習課長（半田） 一応この日程でいうと、決定するのが8月の中旬。ぎりぎり間に合うかどうかというところです。もし間に合わないときは、9月1日のオープンときには簡易的なパンフレットにとどめておき、その後正式に作ることも場合によってはあり得ます。

会議録

議長（大竹）	ほかにありますか。ないようですので、次にその他の3)行政財産使用許可について、中繁学校教育課長説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	3月16日に、NPO法人学童保育所くらかげ広場より、平成30年度において補助事業により施設の増築を行いたいので、その間について、長柄小学校の教室一室を使用させてほしいと申請がありました。学童保育所くらかげ広場は長柄小学校のプールの南側にある学童保育所であり、現在も町の土地を借りて施設を運営しているところでございます。なお、使用料は減免で、水道料、電気料については定額負担です。許可は、教育長への事務委任事項です。
議長（大竹）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次にその他の4)平成30年4月行事予定について、中繁学校教育課長・半田生涯学習課長説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	学校教育課の4月の主な予定行事を読みあげる。
生涯学習課長（半田）	生涯学習課の4月の主な予定行事を読みあげる。
議長（大竹）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので次にその他の5)次回の教育委員会についてですが、4月26日（木）午前9時30分からでどうでしょうか。 (賛同の声あり)
議長（大竹）	それでは次回の教育委員会は4月26日（木）午前9時30分から行うことに決定しました。ここで公開案件は終わりにします。次に非公開案件に入ります。議案第20号平成29年度末事務局等職員人事についてを議題とします。 以下非公開
議長（大竹）	議案第20号平成29年度末事務局等職員人事についてを提案どおりに決定します。

会議録

次に議案第 21 号邑楽町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。

以下非公開

議長（大竹）

議案第21号邑楽町スポーツ推進委員の委嘱についてを提案どおりに決定します。

次にその他の 1)平成 29 年度末教職員、事務局等職員人事についてを議題とします。

以下非公開

以上で3月の教育委員会を閉会します。